

令和2年度

相馬市財政健全化
審査意見書

相馬市監査委員

3 相 監 第 8 号
令和3年8月20日

相馬市長 立 谷 秀 清 様

相馬市監査委員 菊 地 利 宗

相馬市監査委員 門 馬 優 子

令和2年度相馬市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

令和2年度 相馬市財政健全化審査意見

第1 準拠基準 相馬市監査基準

第2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

第3 審査の対象 令和2年度相馬市健全化判断比率

第4 審査の着眼点

市長から提出された相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第5 審査の内容

- (1) 審査期間 令和3年8月5日から令和3年8月16日まで
- (2) 実施場所 相馬市監査委員事務局
- (3) 実施内容 相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、関係職員の説明を求めながら、他に必要な証憑類と突合し審査した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.35
②連結実質赤字比率	—	—	18.35
③実質公債費比率	11.8	11.6	25.0
④将来負担比率	39.0	61.2	350.0

個別意見

- (1) 実質赤字比率について
令和2年度の実質赤字はなく、実質赤字比率は算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率について
令和2年度の連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は算定されない。
- (3) 実質公債費比率について
令和2年度の実質公債費比率は11.8%となっており、前年度に比べると0.2%増加している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- (4) 将来負担比率について
令和2年度の将来負担比率は39.0%となっており、前年度に比べると22.2%減少している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。
- (5) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。